

地域公共交通網計画策定スケジュール等について

1 地域公共交通網計画の基本的な方針（案）

（１）目指すべき将来像

「誰もがいきいきと活動でき、安全・快適な生活を支える交通環境の創出」

本市は、35.71 km²のコンパクトな都市です。このコンパクトな都市の中に、憩いの空間である水と緑、充実した商業機能や医療機能が立地しています。これらの空間や施設を誰もが快適に利用できる「住んでよかった」と心から思えるまちづくりを目指します。

（２）公共交通が果たすべき役割

充実した様々な空間や都市機能を結び、誰もが気軽に外出できる安全・快適な移動手段としての充実を図ります。

充実した公共交通の創出により、車利用から公共交通への転換を促し、更に公共交通の機能が充実する、このような好循環の創出により、環境にもやさしい、持続可能な交通環境を創出していきます。

（３）公共交通の活性化及び再生に向けた取組の方向性

方向性 1	バスネットワークの再編によるバス利用の利便性の向上
方向性 2	運行方法の改善
方向性 3	快適なバス利用環境の創出
方向性 4	交通不便地域の解消
方向性 5	バス利用者の増加を目指す

2 地域公共交通網計画の目標（案）

目標 1	モコバス利用の促進
目標 2	バス利用に関する満足度の向上
目標 3	バス待ち環境の向上

3 事業及び実施主体の設定（案）

（１）対象とする区域

計画の対象区域は、本市全域とします。

（２）計画期間

計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

（３）事業・実施主体

・行政、地域住民、交通事業者、関係機関を実施主体とします。

- ・実施主体で連携し、地域公共交通網計画の形成に取り組みます。また、整備においては、既存の都市施設、病院、商業施設などの運営者と連携し、事業を推進します。

4 網形成計画策定スケジュール (案)

H29.6.21 (水) 委託業者決定

H29.6.27（火） 第1回守谷市地域公共交通活性化協議会 開催

・網形成計画策定スケジュール報告

H29.10 第2回守谷市地域公共交通活性化協議会 開催

- ・網形成計画分化会での協議内容審議，報告

H30.2 第3回守谷市地域公共交通活性化協議会 開催

- ・地域公共交通網形成計画（素案）の承認

H30.3 守谷市地域公共交通網形成計画策定

H29					H30								
項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
地域公共交通活性化協議会			承認				審議				審議 報告		
業務委託	準備				地域公共交通網形成計画策定								
			契約									検査	
モコバスルート等の見直し 網形成計画分科会（2回程度）					見直しに向けた協議・関係機関との調整								